

西郷村告示第70号

平成23年第2回西郷村議会臨時会を、下記のとおり招集する。

平成23年8月29日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成23年9月2日
2. 場 所 西郷村議会議事堂
3. 付議事件
  - (1) 議長の選挙について
  - (2) 副議長の選挙について
  - (3) 常任委員会委員の選任について
  - (4) 常任委員会委員長、副委員長の選任について
  - (5) 議会運営委員会委員の選任について
  - (6) 議会運営委員会委員長、副委員長の選任について
  - (7) 白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について
  - (8) 白河地方水道用水供給企業団の議会の議員の選挙について
  - (9) 西白河地方衛生処理一部事務組合の議会の議員の選挙について
  - (10) 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第16号 平成23年度西郷村一般会計補正予算  
(第4号)
  - (11) 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第17号 平成23年度西郷村一般会計補正予算  
(第5号)

## 忘招不応招議員

・ 応招議員（18名）

1番	鈴木勝久君	2番	真船正晃君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	徳田進君	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	高木信嘉君	14番	後藤功君	15番	佐藤富男君
16番	室井清男君	17番	大石雪雄君	18番	鈴木宏始君

・ 不応招議員（なし）

平成23年第2回西郷村議会臨時会

議事日程（1号）

平成23年9月2日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙について
- 日程第 6 議席の指定について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 常任委員会委員長・副委員長の選任について
- 日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 議会運営委員会委員長・副委員長の選任について
- 日程第11 白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について
- 日程第12 白河地方水道用水供給企業団の議会の議員の選挙について
- 日程第13 西白河地方衛生処理一部事務組合の議会の議員の選挙について
- 日程第14 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）
- 日程第15 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）
- 追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第2 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第4 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第16 閉会

・出席議員（18名）

1番	鈴木勝久君	2番	真船正晃君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	徳田進君	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	高木信嘉君	14番	後藤功君	15番	佐藤富男君
16番	室井清男君	17番	大石雪雄君	18番	鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	大平一美君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	藤田雄二君	参事兼 福祉課長	君島喜弘君
参事兼 健康推進課長	円谷文雄君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課長	金田勝義君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	須藤清一君	上下水道課長	池田有次君
学校教育課長	水野由次君	生涯学習課長	相川博君
農業委員会 事務局長	皆川博三君		

・本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 庶務兼 議事係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎臨時議長紹介

○議会事務局長（松田隆志君） 皆さん、おはようございます。

議会事務局長の松田隆志でございます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の室井清男議員をご紹介いたします。

○臨時議長（室井清男君） それでは皆さん、おはようございます。暑い方は、上着脱いで結構です。職員の方も暑ければ上着を脱いでください。

ただいま紹介されました室井清男です。地方自治法第107条の規定によって臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○臨時議長（室井清男君） 日程に入るに先立ち、一般選挙後初議会でありますので、議員と執行部の自己紹介を行います。

最初に、議員の皆さんにお願いします。ただいま着席の1番より順番にお願いします。自己紹介、1番どうぞ。

（着席議席順に自己紹介）

○臨時議長（室井清男君） 以上をもちまして議員の紹介が終わりました。

続きまして、総務課長より執行部職員の紹介をお願いいたします。

（総務課長より執行部職員紹介）

○臨時議長（室井清男君） それでは、続きまして、議会事務局職員の自己紹介をお願いいたします。

（議会事務局職員 自己紹介）

○臨時議長（室井清男君） 議会事務局職員の自己紹介が終わりました。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（室井清男君） ただいまから平成23年第2回西郷村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時03分）

◎村長あいさつ

○臨時議長（室井清男君） 直ちに本日の会議を開きます。

ここで、一般選挙後初議会ですので、村長よりあいさつをいただきたいと思います。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日ここに、新たに選出をされました議員の皆様方をお迎えし、ごあいさつを申し上げる機会を得ましたことは、私にとりましても誠に光栄でございます。村民の期待と信頼を一身に背負って当選を果たされ、ここに初議会を開催できますことは、村民共々ご同慶に堪えない次第でございます。4月に行われる予定でございました統一地方選であります。本村は8月28日の執行となり、皆様方には疲れが癒えない中での集まりをいただきましたこと、誠に恐縮に存ずるところでござ

います。

本村は、先人、先輩議員、そして本日ここにおいでに皆様のご努力、ご尽力によりまして堅調に発展してまいりました。しかしながら、東日本大震災、また福島第一原発事故により、大きく状況は変化し、住民、産業、そして行政も、その復興、放射能対策に追われているところでございます。一刻も早く住民生活を安定させ、ふるさとに以前以上の活力と笑顔を戻すには、こうした課題に的確に対応していかなければなりません。今後の西郷村の姿を決め、命運を分ける時期でもございますので、皆様方のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、災害の状況、放射能対策、また、一部新聞等で報道されております特区等につきましても、9月定例議会定例会におきまして全員協議会を開催をお願いし、ご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

議員の皆様の一層のご活躍、ますますのご健勝をご祈念申し上げ、ごあいさついたします。

○臨時議長（室井清男君） 村長のあいさつが終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（室井清男君） 日程第1，仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（室井清男君） 続いて、日程第2，議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）

○臨時議長（室井清男君） ただいま出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人をお願いいたします。秋山和男議員、小林重夫議員、鈴木宏始議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○臨時議長（室井清男君） 投票用紙の配付もれはありませんか。（なし）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の方、投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

投票箱の点検、異状ありませんか。（異状なし）

○臨時議長（室井清男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

議会事務局長。

（事務局長の点呼により仮議席1番から順次投票）

○臨時議長（室井清男君） 投票もれはありませんか。（なし）

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。秋山和男議員、小林重夫議員、鈴木宏始議員、前に進んでいただきます。開票の立ち会いをお願いします。（開票）

立会人の方、念のため確認いたしますので、議長席の前まで、ひとつご足労願います。

それでは、開票結果を報告いたします。

投票総数18票、有効16票でございます。無効投票2票あります。有効投票のうち鈴木宏始君15票、高木信嘉君が1票、以上でございます。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、鈴木宏始君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。（議場解鎖）

◎議長あいさつ

○臨時議長（室井清男君） ただいま、議長に当選された鈴木宏始君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

鈴木宏始君の議長当選の承諾及びあいさつを求めます。鈴木宏始君。

○議長（鈴木宏始君） 鈴木宏始でございます。

ただいまは、思いがけない多くの皆さんからのご推薦をいただきまして、議長に当選することができました。身の引き締まるような思いをしております。皆さん方に、そして、また個人的には名誉なことというふうに思っております。

ただいま村長のごあいさつにもありましたように、村内は震災被害と、それから放射能汚染のこの対策というふうなことで、私としては日常的な時期ではなく、非常事態だというふうに認識をいたしております。そんな中、我々村民から負託されたこの議会も、やはり議会に授けられた権能を駆使して、与えられた職責を十分に果たしてまいらなければならないものと考えております。

議長は、公正中立を旨として議会の運営に当たっていく所存でございます。どうか皆さん方におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願いしまして、甚だ措辞ではございますけれども、就任承諾のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○臨時議長（室井清男君） 議長当選の承諾のあいさつが終わりました。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。

鈴木宏始議長、議長席にお着き願います。

◎休議の宣告

○臨時議長（室井清男君） 暫時休議をいたします。ご協力ありがとうございました。

（午前10時32分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 10 時 33 分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議長を交代いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

村長より、広報用写真撮影の依頼があり、これを許可したので報告いたします。

次に、西郷村議会議員名簿及び西郷村執行機関機構図並びに西郷村議会関係例規集を配付してあります。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長、各担当課長が出席をしております。

それでは本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木宏始君） 日程第 3，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、会議録署名議員に高木信嘉君、後藤 功君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第 4，会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時議会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日間と決定しました。

◎副議長の選挙について

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第 5，副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）

○議長（鈴木宏始君） ただいまの出席議員数は 18 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に藤田節夫君、白岩征治君、大石雪雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（鈴木宏始君） 投票用紙の配付もれはありませんか。（なし）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人の方は、投票箱の点検をお願いします。（投票箱点検）



異状ありませんか。（異状なし）

○議長（鈴木宏始君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長。

（事務局長の点呼により仮議席1番から順次投票）

○議長（鈴木宏始君） 投票もれはありますか。（なし）

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。（開票）

藤田節夫君、白岩征治君及び大石雪雄君、開票の立ち会いをお願いします。

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票であります。有効投票のうち大石雪雄君10票、白岩征治君8票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、大石雪雄君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。（議場開鎖）

◎副議長あいさつ

○議長（鈴木宏始君） ただいま副議長に当選された大石雪雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

大石雪雄君の副議長当選の承諾及びあいさつを求めます。大石雪雄君。

○副議長（大石雪雄君） 大石であります。ただいま副議長という職務をいただき、大変身に余る思いであります。今後は、議長を補佐する立場として全うしてまいりたいと思いますので、皆さん方にもご協力をお願いしてあいさついたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 副議長の承諾のあいさつが終わりました。

◎議席の指定について

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第6、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議員の議席は議長が定めることとなっておりますので、議席は議長において指定いたします。議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（松田隆志君） それでは朗読いたします。

1番	鈴木勝久議員	2番	真船正晃議員	3番	南館かつえ議員
4番	藤田節夫議員	5番	金田裕二議員	6番	仁平喜代治議員
7番	秋山和男議員	8番	徳田進議員	9番	小林重夫議員
10番	白岩征治議員	11番	矢吹利夫議員	12番	上田秀人議員
13番	高木信嘉議員	14番	後藤功議員	15番	佐藤富男議員

16番 室井清男議員 17番 大石雪雄議員 18番 鈴木宏始議員  
以上であります。

○議長（鈴木宏始君） 朗読が終わりました。

ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。指定されました議席に着席願います。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休議します。

（午前10時48分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時50分）

◎常任委員会委員の選任について

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任方法について、どのような方法で選任したらよいかおはかりをいたします。

前回は、希望する委員会を出していただき、重複している議員の方は議長と副議長で調整させていただき決定しましたが、前回と同じ方法でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、前回と同じ方法で選任することに決定しました。

ここで、常任委員会希望の用紙を配付しますので、第1希望、第2希望を記入し議会事務局へ提出願います。

用紙を配付します。（用紙配付）

用紙の配付漏れはありませんか。（なし）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩します。

（午前10時53分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩します。

（午前11時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時01分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時30分まで休憩します。

(午後 1 時 0 1 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後 2 時 3 0 分まで休憩します。

(午後 1 時 3 0 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

(午後 2 時 3 0 分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩中に、常任委員会の希望を取りまとめ、議長、副議長において調整をいたしました。その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（松田隆志君） 朗読いたします。氏名は順不同でございます。

総務常任委員会委員 白岩征治議員、室井清男議員、秋山和男議員、  
南館かつえ議員、徳田 進議員、鈴木宏始議員。

産業建設常任委員会委員 上田秀人議員、後藤 功議員、高木信嘉議員、  
金田裕二議員、矢吹利夫議員、小林重夫議員。

文教厚生常任委員会委員 佐藤富男議員、藤田節夫議員、仁平喜治議員、  
大石雪雄議員、鈴木勝久議員、真船正晃議員。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 常任委員会の選任につきましては、委員会条例第 4 条第 1 項の規定により、ただいま事務局長から報告のあったとおり選任したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会の委員は、事務局長報告のとおり選任することに決定しました。

◎常任委員会委員長、副委員長の選任について

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第 8、常任委員会委員長、副委員長の選任を行います。

直ちに各常任委員会を開催し、委員長、副委員長の選任を行い、議長に報告願います。

総務常任委員会は第 2 会議室で、産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会は議員控室で開催願います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

(午後 2 時 3 3 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後2時42分）

○議長（鈴木宏始君） これより、各常任委員会の委員長、副委員長を報告いたします。

総務常任委員長 秋山和男君、副委員長 徳田 進君。

産業建設常任委員長 後藤 功君、副委員長 矢吹利夫君。

文教厚生常任委員長 藤田節夫君、副委員長 鈴木勝久君。

以上のとおり選任されました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第9，議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任の方法について、どのような方法で選任したらよいかおはかりいたします。なお、今回は、議会運営確認事項記載のとおり各常任委員長が入り、ほかに各常任委員会から1名を選出することで決定をいただき選任いたしました。そのような方法でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、前回と同じ方法で選出をいたします。

直ちに各常任委員会を開催し、議会運営委員会委員の選出をお願いいたします。また、その結果を議長に報告願います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後2時46分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後2時58分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会委員を選出していただきました。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、秋山和男君、徳田 進君、後藤 功君、上田秀人君、藤田節夫君、佐藤富男君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に秋山和男君、徳田 進君、後藤 功君、上田秀人君、藤田節夫君、佐藤富男君を選任することに決定しました。

◎議会運営委員会委員長、副委員長の選任について

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第10，議会運営委員会委員長、副委員長の選任を行います。

直ちに委員長、副委員長の選任を行い、その結果を議長に報告願います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 0 0 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後 3 時 1 2 分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員長、副委員長が選任されましたので、報告いたします。

議会運営委員長に上田秀人君、副委員長に徳田進君が選任されました。

◎白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第 11，白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙を行います。

どのような方法で選挙したらよいか、おはかりします。なお、前回は議長一任というものであります。

（「議長、一任」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 議長一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、議長一任ということでございますので、ここで副議長並びに各委員長と協議したいと思しますので、よろしく願います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 1 3 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後 3 時 1 9 分）

○議長（鈴木宏始君） 白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙については、ただいま副議長並びに各委員長と協議の結果、選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法についておはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員に佐藤富男君を指名いたします。  
おはかりします。

ただいま議長が指名しました佐藤富男君を、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました佐藤富男君が、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員に当選されました。

ただいま白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員に当選された佐藤富男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。佐藤富男君の当選の承諾及びあいさつを求めます。15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 15番佐藤富男でございます。

本当に皆様方のご協力を得まして、白河地方広域市町村圏整備組合議員に選任していただくことができました。ありがとうございます。

と申しますのも、実は今回の選挙の前に、私の知り合いの方から、救急医療体制が非常に厳しくて、病院に駆けつけるのにも本当に何時間もかかったり命のかかわる問題があって、これをなんとかして1時間でも1分でもいいから早く、そういった救急患者の方々が病院に行けるように、そういった体制を固めてほしいというお話もありました。そして、また今回の原発事故等によりまして、非常に白河地方も深刻な状況を迎えております。ですから、この市町村単位ではなくて、広域的な見地からも、この放射能汚染対策についても共同体を組んでいろんな方々のご意見をいただきながら、地域として取り組んでいくべきものもあると思います。そういうものも頑張って提案しながら進めていきたいと思っております。

それから、もう1点は、現在の日本の財政、また地方の財政も非常に厳しくなってきておりますので、こういう中で、やはり広域連合的な、やっぱりそういった市町村単位じゃなくて、広域でできるものは広域でやるというような、そういった体制もやりながらやっていると、この白河地方も本当に大変な時期を迎えると思っております。そういう意味で、私も以前に白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議長も経験しましたが、いろんな人脈等もございまして、少しでも我が西郷村の村民の方々が幸せになるように、心から、また全力で頑張っていきますので、よろしく願い申し上げます。本当にありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長(鈴木宏始君) 当選の承諾のあいさつが終わりました。

◎白河地方水道用水供給企業団の議会の議員の選挙について

○議長(鈴木宏始君) 続きまして、日程第12、白河地方水道用水供給企業団の議会の議員の選挙を行います。

どのような方法で選挙したらよいか、おはかりをいたします。なお、前回は議長一任ということでありました。

(「議長、一任」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 議長一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

指名方法について、おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

白河地方水道用水供給企業団の議会の議員に大石雪雄君、秋山和男君を指名いたします。

おはかりします。

ただいま議長が指名しました大石雪雄君、秋山和男君を白河地方水道用水供給企業団の議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました大石雪雄君、秋山和男君が、白河地方水道用水供給企業団の議会の議員に当選されました。

ただいま白河地方水道用水供給企業団の議会の議員に当選された大石雪雄君、秋山和男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。大石雪雄君、秋山和男君の当選の承諾及びあいさつを求めます。

はじめに、大石雪雄君、お願いします。17番大石雪雄君

○17番(大石雪雄君) 17番、ただいま白河水道用水供給企業団の議会の議員として選任されました。誠にありがとうございます。

前期も4年間、この企業団のほうに西郷の代表としてやらせていただきました。続いて今会期もということではありますが、この議会の議員も来年度の3月までが任期ということで、廃止される予定でおります。残される半年間、西郷村から議員として企業団での意見を述べてまいりたいと思いますので、今後とも更によろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(鈴木宏始君) 次、秋山和男君、お願いします。7番秋山和男君

○7番(秋山和男君) 白河地方水道用水供給企業団の議員に選ばれて誠にありがと

うございます。私は、これが初めてでございますので、大石雪雄君共々一生懸命やるつもりでございますので、どうか最後までよろしくお願いいたします。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時50分まで休議します。

（午後3時30分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後3時50分）

◎西白河地方衛生処理一部事務組合の議会の議員の選挙について

○議長（鈴木宏始君） 続きまして、日程第13、西白河地方衛生処理一部事務組合の議会の議員の選挙を行います。

どのような方法で選挙したらよいか、おはかりします。

（「前例にならえ」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 前例にならえということでございまして、前例は議長に一任をされたという経緯がございますので、議長一任ということでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法についておはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

西白河地方衛生処理一部事務組合の議会の議員に、私、鈴木宏始を指名いたします。おはかりいたします。

ただいま議長が指名しました私、鈴木宏始を、西白河地方衛生処理一部事務組合の議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました私、鈴木宏始が、西白河地方衛生処理一部事務組合の議会の議員に当選しました。

ただいまの選挙の結果、私、鈴木宏始が当選いたしました。謹んでお引き受けをい



たします。ありがとうございました。

当選の承諾のあいさつが終わりました。

次に、各種団体の委員で条例等により議員が委嘱を受ける団体があります。これにつきましては、後日委員会を開催し協議したいと思っておりますので、ご了承を願います。

◎議案の上程（議案第62号～第63号）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14、議案第62号及び日程第15、議案第63号の2議案を一括上程いたします。

議会事務局長に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成23年第2回西郷村議会臨時会の開催にあたり、提案をいたしました議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

本日、提案をいたしました議案は、議案第62号「専決処分の承認を求めることについて 専決第16号 西郷村一般会計補正予算（第4号）」及び議案第63号「専決処分の承認を求めることについて 専決第17号 平成23年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」の各補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、専決処分をしたので報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

はじめに、議案第62号「専決処分の承認を求めることについて 専決第16号、西郷村一般会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。平成23年度西郷村一般会計補正予算（第4号）は、法人村民税において確定申告により還付金が発生したため、同経費を補正し、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ5,552万7,000円を増額、歳入歳出予算の総額を90億2,211万5,000円とするものであります。

次に、議案第63号「専決処分の承認を求めることについて 専決第17号、平成23年度一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。議案第63号、西郷村一般会計補正予算（第5号）は、福島第一原子力発電所事故及び地震災害に対応するもので、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ6,772万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を90億8,984万1,000円とするものでございます。

以上、本日提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。なお、細部につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第62号並びに議案第63号に対する細部説明を求めます。総務課長、大平一美君。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 以上で細部説明が終わりました。

◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14、議案第62号に対する質疑を許します。16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番、質疑をいたします。

62号、63号も、これは同類でございますが、地方自治法179条の1項において、これは議会を開くいとまがないときには専決してもよろしいというのが、この71条の1項が言っているところなんです。それで議会のほうとしてほしいのは、これは村長には議会の招集権というものは、これは村長に与えられているんですよ。与えられているから、村長が、もう議会にかけるといときには、いつでも招集できますし、議会もいつでも招集に応じるわけですが、それが、この179条の1項が言っていることに対してお答えをするならば、議会を開くいとまがなかったという、その理由ですね、その理由を記録のうえに明らかにしておかないと、これは執行部は議会の審議権を脅かしたということにつながるものでございますから、今一度その、なぜ専決をして、なぜ議会を開くいとまがなかったかという、そここのところの説明が大事なんです。あとは、これは問題ありませんが、だから、後のことは説明をしてもしなくてもいいんですが、ただ、議会を開かなくてならなかったという、そここのところのギャップですね、それを今一度きちんとやっぱり説明していただきたいと思うんです。それやらないと、執行部のほうで議会の審議権を脅かしたなんていうようなことが後から出ないとも限りませんから、その答弁をよろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 17番室井議員のご質疑にお答えいたします。

理由は、災害というのが一番ですね。今お話しされたとおり、専決ができる場合と、それから議会を招集しながらということがあって、通常は定例会等があって、臨時に会も開くことができる。ではといううえでになります。今般、一番の問題は、やはり災害ということが3月11日以降ずっと続いております。タイムリーに事に対応したいといった場合はということで、臨時議会を既に1回開かせていただきましたが、やっぱり、それ以外につきましても時々刻々いろいろ変わって、今回上げましたのも還付の問題とか、直ちに利子がかかったりということがございまして、当然、議会筋との調整もしながら、このぐらいであれば大丈夫であろうといったことを注意深く考えてやってきたつもりでございます。そうしますと、ご指摘のとおり、この時々刻々変わるものについては、すべてということになりますので、それが法の定めによる今の随時、あるいはタイムリーに、あるいは、それを説明の内容、災害という理由以外にも、もっと複雑なものがあれば別ですが、そういったものでなくて、今回は災

害ということで、臨時議会のときにも全員協議会等においても、やはりタイムリーに事を運ぶべしということと、この随時その場合には専決もお願いすることになるということで、ずうっときたものでございます。内容は、還付の問題、あるいは放射線の依頼する時期、そういったことがございましたので、この件につきましては、法の中身における災害ということにおいて専決をしたということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番、どうも、いつも村長の説明が分かったような分からないような、そこでごまかされちゃうんですが、聞きたいのはですよ、これ率直にいつてですよ。今日発生して、今日執行しなくてはならないというのは、これ議会を開くいとまがないんですよ。例えば1週間前、10日前に発生して、今日執行しなくてはならないというのは、その間それだけあるんですよ。そうすれば、村長の議会の招集権は、そこに入れられるわけですよ。急施を要するときには、もう議会は電話一本だって招集されるんですから。だから、そのギャップをよく説明してもらわないと、そここのところが分からないんですよ。なんか村長、いつも大風が吹けば桶屋が儲かるようなお話でごまかされちゃうから、ひとつその点、しっかりと説明してください。それを記録の上に載ってけておかないと、永久的に村長は、この議案を議会の審議権を脅かしたんだぞということを証明するようなものになっちゃうんですよ。その辺、今一度説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のギャップですね、申されましたのは。では、通常は年に4回定例会ということが法定されておる。それから、臨時会も認められております。では、招集するいとまというのはどういうことか。今日決めなければだめだといったことについては、お話のとおり手続き論がありますので、もちろん、それは議会を審議に諮らしめる機会を逸しないようにという前提ですね。もちろん、その中においてということになりますと、やっぱり今回の災害というのは特別な理由の一つになると思います。でありますけれども、しかし、重大な中身とか、それを審議とかが相当難しいとか、やっぱり複雑なこの経路をたどるといった場合は、当然、十分な議会筋との審議といたしますか、打ち合わせをしながら、皆さんに招集かけて、そして審議に委ねるべきなのか。あるいは定型的なもので、もう既に今回のように利子が、請求が直ちに発生すると、これは法的に判断、裁量の余地はあまりないといったものについては、やっぱりタイムリーにやっていく必要がある。よって、このものについては、その理由と内容においては専決させていただくといったことの判断が出てくると思います。これは、やっぱり災害というのが一番ではないかと私も思っております。迅急性の問題、あるいは一番は時間ですね、そういったことがありますので、定例の6月の次は9月とか、あるいは、その間に臨時議会を何回かやるかとか、できればということもありますが、それはその内容と程度によって相談しながらやらせていただくということになるだろうと思います。闇雲に全部やるというようなことについては、当然これは法

の趣旨ではありませんので、それはやらないというふうになります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第62号「専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第63号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、議案第63号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番、議案第63号について、何点か質疑をしたいと思えます。先ほど16番議員のほうからも話あったんですけども、この補正の内容を見ると、これ6月の一般質問の中で出ていましたよね、ガラスバッチの話、あとは検出器の話、そのとき村長は答弁されていない。明確な買うも何も言わなかった。その後、これを見てると、要するに県からお金が出るから今回補正を組んで専決をしましたよというふうに取れるんですけど、そういうふうにとってよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 12番上田議員の質疑にお答えします。

6月のとき言わなかったんじゃないかということですね。もちろん、このことについては、いろいろご質問を受けまして、そして、今の、では財源によってなのかということもありますが、もちろん財源もそうです。それから、作っている場所ですね。あの頃には近畿大学とか、いろいろバッチのことが出てきましたが、そういったことをもろもろ考えてのことでありました。言わないというのは、答弁をしなかったということですか。答弁しなかったと、はい。（不規則発言あり）ちょっと今、記憶が、そのときどういう答弁をしたかは記憶にありませんが、しなかったとするならば、そのときはいろいろ今のことを、もちろん財源も含めて考えていたのだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） そこから見えてくるのは、結局村長の政治姿勢なのかなというふうに思いますよね。それは、もう一般質問の方に入ってしまうので、議案質疑から

逸脱しますので今回はここで止めますけれども、この議案の内容で、線量計を購入するということになっていきますけれども、この内容、ちょっと示していただいでよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長、円谷文雄君。

○健康推進課長（円谷文雄君） 12番上田議員の質疑にお答えいたします。

まず、線量計の中で（不規則発言あり）線量計は新聞報道、テレビ報道でも周知されましたが、15歳、中学生から0歳児まで並びに妊婦に対し、西郷村につきましては対象人数3,255人に対して線量計バッチを配布するという事業で今回補正を組まさせていただきました。この事業の流れについて、当初、新聞、テレビ等で7月15日頃ですか、こういったガラスバッチを導入するという動きの報道がなされました。それで、その時点で村といたしまして県のほうに確認いたしました。報道等が先行していたため、まだ県としては結論が出ていないと、そういう答弁をいただきまして、その後の県からの実施についての要綱が届いて現在の経過に至っている次第であります。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 0歳から15歳の方、あとは妊婦の方で3,255人という人数を示されましたけれども、これ例えば転入されてきた方、0歳から15歳までの間によその地区から入ってこられた方、これに対しての対応というのはどうされますか。そのことをまずお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） お答えいたします。

今回の3,255人のガラスバッチの配布につきましては、村といたしましては、2回の配布予定であります。ただ、今、質疑ありましたように、途中で入ってこられた方、これに関しましては、その1回ごとの期間を定めてますので、途中で入った場合には、その残りの1回という形で調整するようになるかと思えます。よろしいでしょうか。ある程度期間を決めているものですから、その期間内で押さえると。3か月になるか2か月半になるか。ですから途中来た場合に、例えば1回目の途中で来た場合は2回目からに入れると、そういう形です。

この事業につきましては、県内一斉なものですから、先にいた市町村でやってきている可能性もありますので、その辺の調整を踏まえまして実施するというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 何回も質疑に出したくないものですから、きちんとお答えいただければなと思うんですけれども、2回配布するという事で、多分来年の3月までの期間で、その間で2回配布するよと。でも実際は、これ同じものを一度3か月か2か月半で、どのぐらい積算になったのか計算をして、またお渡しするという事ですよ。そういう計算でいいんですよね。それが2回になりますよと。実質、カレンダー

一を追っていくと2回になるわね。私が聞いているのは、よそから入ってきた人に対しても、きちんとその積算計を、ガラスバッチをちゃんと配布するんですかということを知りたいんです。そのことはどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 配布する予定であります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） この配布をするにあたっては、大いに結構なことです。ちょっと漏れ聞こえてきた話でおもしろい話があったんですけども、白河ではもう配布していますよね。白河の中学生の子どもたちが、側溝のグレーチングという網がありますよね、そこに並んでジュース飲みながら大騒ぎしているという話を聞いたんですよ。何やってんのと聞いたら、だれが積算量上がるかやってんだと、そういう話をしたそうです。きちんとした、やっぱり子どもと保護者に対しても、これ万が一これ破損とか紛失した場合には弁償させるようなことも書いてありますよね。そういったのもきちんと説明されますか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） ご指摘にお答えいたします。

今、上田議員のお話しされた内容につきましては、私どものほうでも、そういった内容を聞いております。逆に言いますと、その異常な線量数値を出した場合には、検査する立場からも、その内容を確認したいという申し入れもなされております。先日、8月30日に学校関係者並びに幼稚園、保育園の施設長等を含めまして説明会をいたしております。そのときも、その扱い方法並びにこの線量計が高価なためにリサイクルというんですか、データを消して、また再度使いこなすということなものですから、その辺を踏まえて、かなり学校のほう等についても使い方の適正な使用についてお願いをした次第です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私の聞き方が悪いのか。これは学校とか幼稚園とか保育園に説明してもしょうがないと思うんですよ。そこから、どういうふうに子どもたちに伝わるか。そこから、どういうふうに子どもたちの親に伝わるかということだと思うんですよ。その部分が欠落していますよ、説明、その辺どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 学校、施設等から配る際も、その注意書き等についての説明書は付けることになっております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 説明書を付けるということで了解をいたします。

この予算の中には組み込まれてないんですけれども、これもちょっとずれてしまうのかなと思うんですけれども、これらに対して今後どういうふうに対応していくのか。要するに線量計を測って結果が出てくるわけですよね。2か月半、3か月に1回、結

果が出てくる。それに対して村はどのようなふうに対応されていくのか、もしお答えできるのであれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 上田議員の質疑にお答えします。

今回のこの線量計の導入につきましては、放射線による不安感をなくすと、そういう方向で各個人の不安をなくす意味で、この線量計によって不安感を解消するために行うのが目的のようです。ですから、正直この結果によって数値が高かった場合、これについての対応について、私ども事業を実施するにあたりまして、県のほうにも確認はいたしました。現時点で国からの数値等については、まだ明確に示されていないので、その結果の数値の異常等については、まだ検討中であると、そういう内容でございました。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 質疑終わるつもりだったんですけども、私は国会議員でもないし、県会議員でもないんです。村の議員なんです。村はどう考えているのかと聞いているんです。国や県が方向を示さない。でも、万が一数値がものすごい高い場合には村としてどうするのかと、そのことを考えてこれを配布するんですかと聞いたんです。不安感を取り除くというのは当たり前の話なんです、そんなのは。村が一番先にやらなきゃならないことなんです。それをやるにあたって万が一、あつてほしくないことです。数値がものすごい高いなんていうのは。そういった場合に、じゃあ村としてどう対応するのか、そのことも踏まえてこの予算を組んだんじゃないですか。もう1回伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいま、少し断片的なお答えで終わってしまったので、誠にトータルなお答えまで至りませんでした。お話のとおり、線量計は、もちろん外部被曝がどのぐらい最終目標とする1年間に1ミリシーベルトに近づけるかという1つの側面の部分です。年間目指す部分が20から1ミリになったり、あるいは、その努力をするためということで除染のことが出てきます。問題は、外部被曝と内部被曝のトータルがというふうになりますが、やっぱり最終的にはホールボディカウンターがあって、そして年間がどうなるんだろうという暮らし方にかかってくるわけです。20ミリの場合は、3.8マイクロシーベルト×8時間+1.52×16時間プラスしたものを365日イコールで19. なんぼになりますね。これをでは1に近づけた場合というふうになりますので、そういった数字からずうっといって、外部被曝が実際今までの生活のスタイル、外側にいてどのぐらいいたか、あるいは家の中にどれぐらいいたかということで個々に違うわけです。この部分の外部被曝が今回のガラスバッチにおいて、ある程度出てくるだろうと。更には、では次に食べ物の問題に次は行くわけがあります、内部被曝です。その両方を足したものを測るのは、今のところはホールボディカウンターしかありません。これを県のほうに要望して、各県南にも1台ぐらい

持ってきてもらいたいということで、この前、県の原子力の委員会の人に来て説明されましたので、是非県南にも、今アメリカ製買うそうでありますので、持ってきてもらいたい。それがあれば1年間何ミリになるのかということが予測つく。そのときに、今の本当に外部の線量が何マイクロシーベルトで、そこに何時間いた場合がどうなのか。更に、家の中にいた場合はどうなのか。あるいは学校では本当に部活とかいろいろありますので、外側の制限2時間とか、今していますよね。そういったことと、やっぱり食べ物のトータルがどっかでプラスしなければ、やっぱり1年間のスタイル、生活スタイル分かりませんので、そっちのほうにいくということになります。その途中で、ではホットスポットとかいろいろありますので、では個々に違いうだろうと。例えば、さっきの落とししたり、訳がちよっと分からない数字が出てきた場合は、もちろん検証したりするというふうになると思いますが、最終的には食べ物と外部被曝の内部足したのがどうなっていくかということが、これからのセシウム137の30年といったものの付き合いになるというふうに思っております。大きくは、水素爆発はもう起きないだろうという考えがあって、更には拡散防止のために格納容器の外側に造る、拡散防止装置ができれば、あとは2回の水素爆発によったものの線量が地上、あるいは空間による外部、あるいは土壌にあるものの今度は移行形成による植物が食べ物にいて、その両方の足したものがトータルの内部、外部の被曝量になりますので、これをトータルして1に近づけていくといったことの努力がこれから出てくるわけでございます。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休議します。

（午後4時34分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後4時36分）

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ここでおはかりをします。

本日の会議を午後6時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後6時まで延長いたします。

◇

◇

◇

○議長（鈴木宏始君） 質疑を続けます。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） もう一度確認したいんですけど、線量計って何のために配るんですか。そこなんですよ。今の村長の答弁を聞いていると、内部被曝の話が出て外部被曝の話が出て、いろんな話をごちゃごちゃになってきた。なぜ配るのか、もう1回



確認したいんです。お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） なぜというのは、やっぱり最初課長から申しあげましたとおり、これによって被曝の量が分かって、それがどういった意味を持つのかというふうになりますと、それが少ない場合は安心をするし、それから、出た場合は何かの別な注意をしなければならんということの目安を得るということですね。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 要するに目安を作るということですよ。それで、さっき半分は納得した部分もあるんですけど、結局、その目安を作って、次どうするんですかという疑問を私したはずなんです。そのことがこの予算の中に組み込まれていますかということを知りたいんです。予算の中に、予算に対しての疑問ですからね。一般質問じゃないんですから、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この次の予算をどうするかについては、まだ入っていませんということです。（不規則発言あり）次に出てくることを予測して、どういうことに行くかを考えているかということですね。これについては、まずは配るということで第1回やりましたが、その出た数字について、この持つ意味とか、新たな対応が出てくれば、随時またこれを予算化していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 西郷の議会においては、6月の議会において、こういうガラスバッチも要らないという議決をした議会なので、ただ今回、こうやって専決をしたということは、そこは評価すべきところだと思いますよ。それに対して今後、十分に注意をすべきだということをお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はございませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番、ただいま12番議員の質疑に対して、村長ははっきり答えてないんですよ。聞きたいことが言ってもらえなくて聞けないんですよ。12番議員は、子どもさんや何かのその被曝量を測って、それを出た場合にはどういう処理をするんですかということを、それを聞いているんです。また、我々もそれを聞きたいんです。それを村長ははっきり言ってないんですよ。こういう予算措置をして、そういう場合にはこうしますよということをはっきり言ってないから、だから、またこれ質疑に立たなくちゃならない。そのことをはっきり言ってください、はっきり。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 16番室井議員、なかなか回りくどい説明だったということで、誠に恐縮に存じます。12番、納得しましたので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第63号「専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで、おはかりをいたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会及び議会運営委員会より、それぞれの閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件について、会議規則第75条の規定により申し出がありました。

これを日程第15の次に追加し、追加日程第1から追加日程第4までとし議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 申し出文書を配付しますので、暫時休議いたします。

（午後4時42分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時43分）

◎総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 追加日程第1から追加日程第4まで一括議題とします。

それでは、追加日程第1より追加日程第4まで、各委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手もとに配付しております所管事務及び所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

おはかりします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を

求めます。

(挙手全員)

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成23年第2回西郷村議会臨時議会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

(午後4時45分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年9月2日

西郷村議会 臨時議長 室 井 清 男

議 長 鈴 木 宏 始

署名議員 高 木 信 嘉

署名議員 後 藤 功